重　要　事　項　説　明　書

(居宅介護サービス利用契約書)

あなたに対する総合事業サービス{通所型サービスA(緩和型)・通所型サービス１・２(現行型)}又は通所介護サービス（以下「通所サービス」という。）提供開始にあたり、厚生省令第３９号第４条に基づき、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

１　事業者

事業者の名称	社会福祉法人　玉寿会
法人所在地	熊本県玉名市伊倉北方１５３３
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　山田　勝徳

２　ご利用施設

施設の名称	デイサービスセンター　さくら苑
施設の所在地	熊本県玉名市伊倉北方１５３３
管理者名	山田　勝徳
営業日	月曜日～土曜日。但し８月１５日、１２月３１日～１月２日を除く
営業時間	８時３０分～１７時３０分 但し、サービス提供時間は９時３０分～１６時３０分とするが、特別な需要がある場合は、この限りではない。
実施地域	通常の事業実施地域は玉名市とする。
事業所番号	４３７０６００３９９
電話番号	０９６８－７５－１１３９
ファクシミリ番号	０９６８－７５－１１７１

３　事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は事業対象者又は要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、社会的孤立感解消及び心身・生活機能維持又は向上を図り、ご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減に努めるため、適正な通所サービスを提供する。
施設運営の方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作維持・回復を図るとともに入浴、食事及び機能訓練等サ―ビス提供に努める。

４　施設の概要（特別養護老人ホーム内に併設）

敷　　地		８，５６５．７９　㎡
建物	構　　造	耐火構造・鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	２，８８１．９７　㎡
	利用定員	３５名

５　主な設備

設備の種類	数	面　　積	１人当り面積
食堂	１　室	１５３．９５　㎡	３．８５　㎡
機能訓練室	１　室	１５３．９５　㎡	３．８５　㎡
一般浴室	１　室	３０．０　㎡	
機械浴室	特殊浴室	１　台	
休養室	１　室	１３．８　㎡	
相談室	１　室	２８．５　㎡	
デイルーム	１　箇所	２９．９　㎡	
作業・日常動作訓練コーナー	１　箇所	１９．３　㎡	
トイレ	１　室	２．５　㎡	
洗面所	１　箇所	１８．０　㎡	

６　職員体制（主たる職員）＊令和８年４月現在

従業者の種類	員数	区　　分				常勤換算後の人数	事業者の算定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	１		１				１	社会福祉主事
生活相談員	３		３			１	１．２	社会福祉士１名
介護職員	１０	３	４	１	２	５．９	５	介護福祉士５名
看護職員	４		２		２	１	１	看護師３名 准看護師１名
機能訓練指導員	４	１	２		１		１	理学療法士１名 看護師３名
栄養士	１		１					管理栄養士

７　職員の勤務体制

従業者の職種	勤　務　体　制	休　暇
生活相談員	正規の勤務時間帯（　８：３０　～　１７：３０　）常勤で勤務 利用者の安定利用の為に日常的な調整を図ると共に、各職種と連携し統一したケア内容を提供できる体制を構築する。 ・通所介護計画書の作成、及び定期的な評価 ・緊急時の対応及び外部関係各所との連携	月に９日
介護職員	正規の勤務時間帯（　８：３０　～　１７；３０　）は原則として職員１名あたり利用者５．９名のケアを行う。 通所介護計画書に沿った利用者に対する「こころと身体のケア」と認知症の行動・心理症状への対応 ・入浴・食事・身体介護とレクリエーション活動を行う	月に９日

看護職員	正規の勤務時間帯（　９：００　～　１７：００　）は原則として１名体制で勤務します。 利用者の状態把握を行ない、データを記録・蓄積し日常の状態を把握することで、異常時の早期発見に努める。 ・内服管理、必要時の処置対応、緊急時の対応 ・感染症予防の徹底	月に９日
機能訓練指導員	週６（月～土曜日）、１３：３０～１５：３０　まで勤務 通所介護計画書、個別機能訓練計画書に沿った機能訓練を行い、ADL の低下を防止し身体機能の維持・向上を図る。 ・利用者の身体状態の把握と LIFE の運用 ・個別機能訓練計画書作成と実施、及び定期的な評価	月に９日

８　施設サービスの概要

（１）介護保険給付内サービス

種　類	内　　容
排　泄	・　ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　浴	・　入浴介助に関する研修を受けた職員が身体の清潔保持の為、入浴又は清拭を行います。 ・　寝たきりや歩行困難な方は、介護器具を用いて入浴を行います。
機能訓練	・　機能訓練指導員(所有資格；看護師・准看護師)による、ご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・　当施設の保有するリハビリ器具 歩行器　　４台　　ローラー、メドマー　　４台 階段　　２台　　低周干渉波 平行棒　　パワーリハ(上肢;ﾛｰｲﾝｸﾞ,下肢;ﾚｯｸﾞﾌﾟﾚｽ) 肋木　　エアロバイク　　牽引器　　ホットパック
健康管理	・　看護師により健康チェックを行い、健康管理に努めます。 ・　また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・　ご利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、できるだけ配慮します。
相談及び援助	・　当事業所、ご利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員　　荒木　正光
社会生活上の便宜	・　送迎 ・　当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、サービスのご利用を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・　クラブ活動（詩吟、習字、カラオケ、絵画教室等） ・　四季を通じたレクリエーション行事を行います。 ・　行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

（2）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内　　容
食　事	・　栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 （食事時間）昼食１２：００～１３：００ １食　６００円（おやつ代含む）
理美容サービス （カットのみ）	・　ご利用者及びご家族が希望される場合は、業者による理美容サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、事前に代金を添えてお申し込みください。なお、実費負担となります。 1回　1，６００円（料金は業者に直払いします。）
日用品等	・　ご利用者の日常生活における消耗品等をご利用いただけます。 （せっけん、シャンプー、トイレットペーパー等） 個人用で使用する場合は、別途実費負担です。

9　苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情受付責任者	山田　勝徳（施設長）
	苦情受付担当者	荒木　正光（生活相談員）
	ご利用時間	８：３０　～　１７：３０
	ご利用方法	電話　０９６８－７５－１１３９ 面接　相談室 苦情箱（デイサービスカウンター・職員通用口設置）
玉名市・市役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地	〒８６５－８５０１ 玉名市岩崎１６３
	電話	０９６８－７５－１３３９
	ＦＡＸ	０９６８－７３－２３６２
	受付時間	８：３０～１７：００（土／日／祝祭日を除く）
国民健康保険 団体連合介護サービス 苦情（相談）窓口	所在地	〒８６２－０９１１ 熊本市東区健軍２丁目４番１０号 熊本県町村自治会館３Ｆ 介護サービス苦情（相談）窓口
	電話	０９６－２１４－１１０１
	ＦＡＸ	０９６－２１４－１１０５
	受付時間	８：３０～１７：００（土／日／祝祭日を除く）
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	〒８６０－０８４２ 熊本市中央区南千反畑町３番７号 （熊本県総合福祉センター内）
	電話	０９６－３２４－５４７１
	ＦＡＸ	０９６－３２４－５４５６
	受付時間	８：３０～１７：００（土／日／祝祭日を除く）

１０　提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	②　なし		

１１　利用料（契約書第８条及び１０条）

※別紙(Excel)にて作成！そちらを確認(必要に応じて追記・訂正)して下さい。

１２　協力医療機関

医療機関の名称	地方独立行政法人　くまもと県北病院機構
管　理　者　名	理事長　　山下　康行
所　在　地	熊本県玉名市玉名５５０
電　話　番　号	０９６８－７３－５０００
診　療　科	内科、外科、整形外科、循環器科、成人科、消化器科、泌尿器科
入院設備	ベッド数４０２床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設とくまもと県北病院とは､利用者に病状の急変があった場合は､嘱託医と協力して速やかに利用者を診療、診察する。

１３　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームさくら苑　消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元消防団等に非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホームさくら苑　消防計画」にのっとり年２回夜間及び昼間を想定した総合訓練を､入所者の方も参加して実施します。又、定期的に基本訓練を実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
	屋内消火栓	あり	漏電火災報知機	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	７箇所		
	ガス漏れ報知機	あり		
	カーテン布団等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成１１年９月２日 防火管理者：　竹下　清			

１４　事故発生時の対応について

（1）送迎時添乗者がいる場合

①　走行中にご利用者の異常を発見したら、運転手に知らせ、車を安全な場所に停車させます。停車が出来ない場合は出来るだけ徐行するなどの配慮をします。

②　救命法による緊急対応の処置を行い、異常者の状況を確認した後、他の同乗者の動揺を防ぐため簡潔に説明します。

③　無線が搭載されていればセンターに連絡し、救急車の要請を行います。
(無線がない場合は携帯電話や、電話のある所まで車を移動し、連絡を取ります。)

④　連絡を受けたセンターの職員は、管理者に通報、指示を受けて、ご家族に連絡を行います。

（2）送迎時運転手のみの場合

① 走行中にご利用者の異常が起こった場合、一人ですべて対応出来ないので、先ず施設へ連絡を取り、協力者を求め、対応にあたります。

② 他の同乗者の動揺を防ぐため簡潔に説明します。

（3）徘徊者への対応

① ご利用者が、センター内あるいは併設施設内から外へ出られたことを確認します。

② 施設内に不在を確認したら、責任者に報告し、指示を仰ぎ、その後ご家族に連絡を行います。（不在に気づいた時間、それまでの状況を要領よく伝えます。）

③ ご利用者の日常の生活習慣や、興味をもっている事などから判断して、行きそうな所の目安を立てて職員が手分けをして探し、合わせて施設の近所の人からの情報及びご家族の協力を得ます。

④ ご利用者を発見したら、意見をしたりしないで一緒にセンターに帰るように促します。

⑤ ご利用者を発見した事をセンターに連絡し、管理者、ご家族にも報告します。

⑥ どうしても職員やご家族だけでは発見できない時は、警察署（駐在所）に連絡し協力を得ます。

１５ 緊急時における対応方法

① 従業者は、本事業を実施中に、ご利用者の症状に急変またはその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告を行います。

② 事業所は、本事業所の提供により事故が発生した場合、市町村、ご利用者のご家族、並びにご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

③ ご利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

１６ 当施設をご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに施設内の他利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持金品の管理	職員がチェックできない物品（貴金属、小物類、小遣い銭、重要書類等）について、紛失したときの責任は負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他ご利用者に対する宗教活動、政治活動等はご遠慮ください。
動物飼育	事業所へのペットの持ち込みはお断りします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、当事業所のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者 住 所 熊本県玉名市伊倉北方１５３３番地

事業者（法人）名 社会福祉法人 玉寿会

理 事 長 名 山 田 勝 徳 印

事 業 所 名 デイサービスセンター さくら苑

（事業者番号） （４３７０６００３９９）

代 表 者 名 山 田 勝 徳

説明者 職名 生活相談員 荒 木 正 光 印

私は、重要事項説明書に基づいて、指定通所サービス事業所のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年　　月　　日

利用者　　住　所

氏　名　　印

代理人（選任した場合）　住　所

氏　名　　印

身元引受人　　住　所

氏　名　　印